

第1章 平成21年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、地域における雇用機会の創出、文化・教育の場の提供等、国民生活において重要な役割を担っている。しかし、我が国の農業をめぐる環境は、生産額の減少、就業者の高齢者割合の増加、農地の荒廃など厳しい状況にある。また、事故米穀の不正規流通問題の発生により、消費者の「食」に対する信頼が低下する事態となっている。

このような状況を踏まえ、農業・農村の活性化を図るため、戸別所得補償制度をはじめとした新たな農政へと抜本的な見直しを行うこととし、食料・農業・農村に関する各種施策の基本となる「食料・農業・農村基本計画」の見直しに向けて、国民の意見を聞きながら、今後の農政の展開方向を検討した。

2 講じた施策の重点

(1) 新たな食料・農業・農村基本計画の策定

ア 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた議論

平成21年1月、「食料・農業・農村基本計画」の変更について、食料・農業・農村政策審議会に諮問がなされ、以降、平成22年3月の答申に向けて、同審議会企画部会において活発な議論が行われた。毎回の企画部会の議論に当たっては、国民の意見を反映させるため、広く国民から意見募集を行ったほか、平成22年1月からは、基本計画の策定に向けた国民的な議論を喚起するため、全国9か所で公開討論会を開催した。このような議論を経て、新たな「食料・農業・農村基本計画」は、平成22年3月30日に閣議決定された。

イ 新たな「食料・農業・農村基本計画」

新たな基本計画においては、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置付け、10年後の食料自給率目標を初めて50%に設定するとともに、戸別

所得補償制度の本格導入や農業・農村の6次産業化の推進、食品供給行程での安全性管理の取組強化に重点を置いて、「国民全体で農業・農村を支える社会の創造」を理念として明記した。

(2) 食料の安定供給の確保

ア 食の安全と消費者の信頼確保

食品の安全に対する不安に対応するためには、「後始末より未然防止」の考え方を基本として、国産農林水産物や食品の安全性を向上させることが重要である。そこで、農業生産工程管理（GAP）、や危害分析・重要管理点（HACCP）手法の導入を支援した。

また、事故米穀の不正規流通問題への対応として、米穀及び加工品・調整品についてトレーサビリティを導入し、必要な時にその流通経路を迅速に解明できるようにするとともに、米を原料とした商品について原料米原産地情報伝達を義務付ける「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」が平成21年4月に成立した。

さらに、飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者への罰則を設ける等の措置を講ずるための「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の一部を改正する法律」が同4月に成立した。

イ 食料自給率の向上に向けた取組

食料自給率の向上を一層強力に推進するため、平成21年4月1日、大臣官房食料安全保障課に「食料自給率向上対策室」を設置した。

また、食料自給率向上のための国民運動（「フード・アクション・ニッポン」）による国産農産物の消費拡大に向けた取組を引き続き進めるとともに、米粉の認知拡大を図り、消費量の増大及び食料自給率向上につなげることを目的に「米粉倶楽部」を立ち上げた。

ウ 国際交渉への対応

(ア) WTO交渉における取組

平成21年11月のWTO公式閣僚会議等におい

て、平成22年中のドーハ・ラウンド妥結に向けて、関係国が積極的に取り組んでいくことが確認された。「多様な農業の共存」を基本理念とし、重要品目の十分な数とその柔軟な取扱いの確保、上限関税の不適用、関税割当の新設を最重要項目として交渉に臨んだ。

(イ) EPA/FTA交渉における取組

近年、WTO加盟国が増加する中で、各国間の意見調整に時間を要するようになり、貿易自由化の遅れが懸念されている。このような状況を背景として、各国が特定の国・地域間で関税撤廃等を行うEPA/FTAを貿易促進の手段として活用する動きが広がっている。

EPA/FTA交渉については、我が国の食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないという基本的な姿勢を堅持しながら、政府一体となって戦略的に交渉に取り組んだ。この結果、スイスとのEPAが平成21年9月に、ベトナムとのEPAが10月に、それぞれ発効した。

(3) 農業の持続的な発展

ア 戸別所得補償制度の導入

(ア) 戸別所得補償制度推進本部の設置

食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくため、戸別所得補償制度を導入することとした。

このため、平成21年10月1日に、農林水産大臣を本部長とする「戸別所得補償制度推進本部」を設置し、22年度予算概算決定に向けて同本部を4回開催し、制度の具体化に向けた検討を実施した。

12月には、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して所得を補償する「米戸別所得補償モデル事業」及び自給率向上のために、水田を有効活用して麦、大豆、米粉用米、飼料用米などの需要に応じた生産拡大を促す「水田利活用自給力向上事業」を柱とする合計5,618億円の22年度予算概算決定が行われた。

(イ) 生産調整政策の見直し

戸別所得補償制度の創設に当たり、米の生産調整政策についても、需給調整を生産調整に参加しない農家に対するペナルティ的な扱いを行う形から、生産調整に参加することのメリット措置により実効を期する形へと大幅な見直しを行うこととなった。

イ 農山漁村の6次産業化

我が国の農山漁村を再生するため、「農林漁業の6次産業化」を推進し、農林水産業・農山漁村の「地域資源」を活用する事業など新たなビジネスに生産者が取り組むことを後押しした。

また、農山漁村の6次産業化を一層推進することを目指した「農林漁業者等による農林漁業の6次産業化の促進に関する法律案」が平成22年3月に閣議決定され、国会に提出された。

ウ 農地法等の一部改正

食料自給率を向上させるためにも確保することが不可欠な農地については、住宅・道路用地等への転用や耕作放棄地の増加等により面積や利用率が減少するなど課題が山積しており、優良農地の確保や農地の利用促進に向け抜本的な制度改正が待たれる状況であった。

これらの問題を解決するため、「農地法等の一部を改正する法律案」が平成21年2月に国会に提出され、6月に公布された。

この改正により、農地の権利取得に係る許可要件の見直し、農地転用規制の厳格化、遊休農地対策の強化、農地の面的集積の推進、優良農地の確保を図る仕組みの充実が図られた。

エ 輸出促進

平成29年までに輸出額を1兆円水準にするという政府目標の達成に向け、平成21年6月に「農林水産物等輸出促進全国協議会総会」が開催された。そして、同総会において了承を得た「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、輸出環境の整備、品目、国・地域別の戦略的な輸出対策、意欲ある農林漁業者等に対する支援、日本食・日本食材等の海外における需要開拓の取組を進めた。

オ バイオマス利活用の推進

平成21年6月に公布され、9月に施行された「バイオマス活用推進基本法」に基づき、バイオマス活用推進会議やバイオマス活用推進専門家会議において、バイオマス活用推進基本計画策定に向けた検討を進めた。また、バイオ燃料生産拡大、バイオマスタウン等を推進した。

(4) 農村の振興

ア 農山漁村における雇用創出への取組

農林漁業への雇用拡大を効率的かつ効果的に進めるため、農林漁業の新規就業相談窓口とハローワークの連携強化を図るとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急雇用対策本部で取りまとめられた緊急雇用対策に則し、厚生労働省の基金訓練等の農林水

産分野での活用について、Q&Aを作成し、都道府県や関係団体を通じ、周知を行った。

イ 都市と農山漁村の交流の促進

「オーライ！ニッポン」（都市と農山漁村の共生・対流推進会議）等で見出された優良事例について、シンポジウムの開催等を通じ広く国民に向けた情報発信を行うとともに、ネットワーク化を進めることにより、全国的な取組への発展を図った。さらに、「農林漁家民宿おかあさん100選」を選定し、これを紹介することにより、都市と農山漁村の交流を促進した。

ウ 中山間地域等の振興

傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れる中山間地域において、基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備を進めた。

特に、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を実施した。

エ 鳥獣害対策の推進

市町村における被害防止計画の作成を推進するとともに、計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、防護柵の設置、緩衝帯の設置、捕獲鳥獣の地域資源としての利活用等の総合的な取組を支援した。

また、各地域の鳥獣被害対策の取組を支援するため、鳥獣被害対策の専門家をアドバイザーとして登録し、被害地域の要請に基づいて紹介する取組を推進した。

3 財政措置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成21年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆2,109億円となった。

また、平成21年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は2,036億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）への計画額1,805億円となっている。

4 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする税制措置を講じた。

(1) 国内農業の体質強化

ア 農地制度の見直しに伴い、農地に係る税制も見直し。特に、農地に係る相続税の納税猶予制度については、農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けられた一般農地を適用対象とするなどの見直し（複数税目）

イ 農業経営基盤強化準備金制度の延長等（所得税・法人税）

ウ 保全事業等資産の特別償却制度を適用期限の到来をもって廃止し、所要の経過措置を講ずる一方、特定地域における工業用機械等の特別償却制度の対象地域に山村振興法の振興山村を追加（所得税・法人税）

エ 農林漁業用軽油の免税措置の存続（軽油引取税）

(2) 食品産業の競争力強化

ア 米粉用米、飼料用米の需要の拡大を促進するため新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合の特別償却制度の創設（所得税・法人税）

イ 特定農産加工法に基づき事業基盤強化設備（果汁製造設備・乳製品製造設備等）を取得した場合の特別償却等の延長（所得税・法人税）

5 農業金融

制度金融については、日本政策金融公庫融資制度について、認定農業者が新たな雇用に結びつく経営改善のために借り入れたスーパーL資金や経営診断を受けた認定農業者等が借り入れた農林漁業セーフティネット資金について、金利負担軽減措置の創設等を講じた。

また、農業近代化資金制度についても、スーパーL資金と同様の金利負担軽減措置の創設等を講じた。

6 立法措置

第171回国会（通常国会）において、

- ・「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」
- ・「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」
- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「農地法等の一部を改正する法律」
- ・「漁業災害補償法の一部を改正する法律」
- ・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」

等が成立した。

第2節 林 業

1 施策の背景

我が国の森林のうち、約1,000万haは戦後を中心として造成されたスギ・ヒノキ等の人工林である。これらの人工林は、造林・保育による資源の造成期から間伐や主伐による資源の利用期に移行する段階にあり、資源の循環利用を通じて持続的な森林経営を確立していくことが必要となっている。

このような中、平成20年秋以降、我が国の経済が急速に悪化した。景気は、平成21年後半以降、徐々に持ち直したが、失業率が高水準で推移するなど依然として厳しい状況にある。

このため、政府は、「緊急経済対策」や「新成長戦略」により、景気の回復、雇用の創造等に取り組んでおり、この中で、森林・林業を農林水産・環境分野における成長産業の一つとして大きく位置付けている。

これを受け、農林水産省は、平成21年12月、我が国の森林・林業を再生していく指針となる「森林・林業再生プラン」を策定し、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築していくこととした。現場レベルにおいても、林内路網の配置、先進的な林業機械の導入、人材の育成等を一体的に計画・実施する実践的な取組が始まっている。

さらに、木材の利用面では、庁舎や学校・図書館などの公共建築物への木材利用の拡大や木質バイオマスの利用促進等の取組も進められている。

2 講じた施策の重点

(1) 地球温暖化の防止等の森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

重視すべき機能に応じた多様で健全な森林づくりを進め、併せて森林施業に不可欠な路網整備を計画的に推進した。特に健全な森林の育成に必要な間伐の条件整備や間伐材の利用促進を図りつつ推進した。

また、森林の現況等に応じた治山施設の設置等や保安林の適切な管理、森林被害に対する防除対策を推進した。

さらに、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民の理解と協力のもと「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図り、各種施策を推進するとともに、森林吸収量の算定等に向けたデータの収集・分析等を行った。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展と山村の活性化

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、意欲ある林家や森林組合等の林業事業体を、経営規模の拡大支援、競争力ある木材産地形成のための施設整備等により育成した。

また、「緑の雇用担い手対策事業」等により、林業就業者を確保・育成した。

地域の森林資源等を活かした新たな産業の創出や森林と居住環境基盤の総合的な整備等、魅力ある山村づくりを支援した。

また、山村地域の貴重な収入源である特用林産物について、生産・供給体制の整備とともに、安全性の情報提供等を行い需要の拡大を図った。

(3) 林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上

施業の集約化、製材工場の大規模化等を進め、品質・性能の確かな製品を安定的に供給する生産・流通・加工体制のモデル的な構築を図るとともに、林産物利用の意義に関する国民への情報提供と普及、木質バイオマス等未利用資源の新規需要の開拓、住宅や公共施設等への地域材利用の拡大を促進した。

(4) 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

森林の機能、地球温暖化対策、木質資源の有効利用等に係る試験研究及び花粉症対策に有効な林木新品種の開発等を実施した。

(5) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理運営を推進するとともに、事業運営の効率化を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けて取り組んだ。

(6) 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的取組の推進

世界における持続可能な森林経営のための国際協力、地球温暖化問題への対応や適切な木材貿易の推進に取り組んだ。

3 財政措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の予算、国有林野事業特別会計予算及び森林保険特別会計予算の確保に努めた（表1）。

表1 林業関係の一般会計等の予算額

区 分	21年度
林業関係の一般会計予算額	613,062
治山事業の推進	127,638
森林整備事業の推進	228,779
災害復旧等	14,923
保安林等整備管理	553
森林計画	1,050
森林の整備・保全	5,179
林業・木材産業等振興対策	20,427
森林整備・林業等振興対策	137,066
林業試験研究及び林業普及指導	11,095
森林病害虫等防除	942
林業金融	8,289
国際林業協力	320
森林整備地域活動支援対策	8,562
その他	55,876
国有林野事業特別会計予算額	487,490
森林国営保険事業・歳出	5,014

注：1) 予算額は補正後のものである。

2) 一般会計には、内閣府及び国土交通省計上の予算を含む。

3) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

森林・山村に係る地方財政措置として「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を実施した。

森林・山村対策としては、①公有林等における間伐等の促進に要する経費、②国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した、「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」の活動に対する経費、③国が実施する「緑の雇用担い手対策事業」と連携した林業の担い手確保に必要な実地研修及び新規就業者定着のための福利厚生等への支援、④民有林における長伐期・複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、⑤地域材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策等に要する経費に対して地方交付税措置を講じるとともに、⑥ふるさと林道緊急整備事業に要する経費に対して地方債措置及び地方交付税措置を講じた。⑦森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社への利子補給及び無利子貸付に係る利子負担分に対する特別交付税措置について、措置率の引上げ（措置率2割、上限2億円→措置率5割、上限5億円）を行うとともに、都道府県が林業公社の債務を引き受けた場合についても、当該債務に係る利子相当額を特別交付税措置の対象とした。

このほか、⑧民有林の公的整備に対する特別交付税について、都道府県負担分を対象（措置率5割）とするほか、市町村負担分についても措置率を拡充する（7

割→8割）などの措置を講じた。

国土保全対策としては、①ソフト事業として、U・Iターン受入れ対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流の団体が負担した場合の特別交付税措置、③新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費の地方債措置を講じた。

4 立法措置

公共建築物等における木材の利用を促進するため、第174回通常国会に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案」を提出した。

5 税制及び金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制及び金融措置を講じた。

(1) 国 税

ア 所得税については、

(ア) 住宅ローン減税の適用期限を5年延長するとともに、制度を大幅に拡充した。

(イ) 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長した。

イ 法人税については、

(ア) 植林費の損金算入の特例措置の対象植林費を見直した上で、その適用期限を2年延長した。

(イ) 森林組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限を2年延長した。

ウ 所得税及び法人税に共通するものとしては、エネルギー需給構造改革推進設備等（木質バイオマス発電装置、木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置、木質バイオマス利用加温装置）について、2年間、即時償却を可能とする措置を講じるとともに、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限を2年延長した。

エ 登録免許税については、独立行政法人農林漁業信用基金が債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の適用期限を2年延長した。

(2) 地方税

ア 不動産取得税については、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置の適用期限を2年延長した。

イ 林業者等に対する軽油引取税の課税免除措置につ

いては、3年間の措置とした上、存続した。

ウ 個人住民税については、所得税の住宅ローン控除制度において所得税から控除し切れない額を税額控除する制度を創設した。

(3) 金融

林業・木材産業改善資金の貸付け等を行う都道府県に対し貸付けに用いる資金の造成に必要な経費を助成したほか、木材産業等高度化推進資金により、木材の生産及び流通を合理化し、木材の供給の円滑化を図るための資金等を低利で融通するなどの措置を講じた。

第3節 水産業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の水産業は、資源状況の低迷、漁業生産量の低下、漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化による漁業生産構造の脆弱化、生産資材コストの増加などにより、大変厳しい状況に置かれている。

こうした中、力強い水産業を確立するため、低位水準にある水産資源の回復・管理の推進、我が国漁業の将来を担う経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、水産物の消費者への直接販売などを通じた産地の販売力の強化などの加工・流通・消費施策等に取り組んでいる。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 講じた施策の重点

平成19年3月に策定された水産基本計画に基づき、水産資源の回復・管理を推進するとともに、将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立を図るため(1)低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進、(2)国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立、(3)水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開、(4)水産業の未来を切り

拓く新技術の開発及び普及、(5)漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮、(6)水産関係団体の再編整備を総合的かつ計画的に推進した。

(1) 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

水産資源に関する調査及び研究に関して、①資源評価・予測の精度の向上、②地球環境変動の水産資源への影響の解明、③資源情報の積極的な提供を図った。

我が国の排他的経済水域等における資源管理に関して、①漁業管理制度の的確な運用と資源の合理的利用の促進、②資源回復計画の一層の推進、③密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進を図った。

公海域を含む国際的な資源管理に関して、①周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築、②地域漁業管理機関を活用した資源管理の推進、③責任ある漁業国としての適正な操業の実践を図った。

海外漁場の維持・開発と国際協力の推進に関して、①新漁場開発調査の実施と二国間・多国間協定に基づく操業の確保、②資源管理の取組に重点を置いた海外漁業協力の展開を図った。

海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善と増養殖に関して、①森・川・海を通じた環境保全の推進、②外来魚・カワウ、大型クラゲ等の野生生物による漁業被害の防止対策の推進、③環境・生態系と調和した増殖の推進、④水産防疫体制の点検や強化の検討等による持続的な養殖生産の推進を図った。

(2) 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

国際競争力のある経営体の育成・確保に関して、①収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船や省力型の機器の取得等の支援によって経営転換を促進する漁業構造改革対策等による漁業経営の体質強化、②収入の変動による漁業経営への影響を緩和する経営安定対策の導入、③融資・信用保証等の経営支援施策の充実を図った。

漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化に関して、①燃油消費量削減又は生産性向上を進める取組に必要な機器の取得に対する支援、②漁協系統、資材メーカーをはじめとする関係者による生産・流通の合理化に向けた取組と漁業者による生産現場での効率的な利用に向けた取組を推進した。

漁業保険制度の適切な運用に関して、①漁業共済制度の収支の健全化、②漁船保険事業の適切な運用等を図った。

活力ある漁業就業構造の確立に関して、①就業希望者に対する就業情報の提供、漁業就業相談会の開催、

漁業現場での長期研修の実施等による新規就業・新規参入による雇用創出、②漁業の技術及び経営管理能力の向上、③漁業の労働環境の改善、④水産に関する教育の充実、⑤女性の参画や高齢者の活動の促進を図った。

(3) 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

産地の販売力強化と流通の効率化・高度化に関して、①電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合や高度な衛生管理に対応した流通施設の重点的整備等による市場を核とした流通拠点の整備、②前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築、③水産物流通の効率化・高度化、④水産物の需給及び価格の安定のための水産物の調整保管の適切な実施を推進した。

水産加工による付加価値の向上に関して、消費者ニーズに即した新製品の開発、近年需要が伸びている分野への販路の開拓、中食産業・外食産業等の他産業との連携を促進し、水産加工品の新たな需要の創出等を図った。

小売部門の強化に関して、魚介類の名称の店頭表示に関するルールや具体例を示したガイドラインについて、引き続き関係者への周知等を行った。

水産物の適切な輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開に関して、①水産物の輸入の確保、②HACCP手法の導入を始めとする衛生管理体制の強化や養殖魚及びEU向け水産物の輸出実行プランの策定等の水産の輸出戦略の積極的な展開を図った。

消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進に関して、①漁船及び養殖場を対象とした品質管理ガイドライン、小規模加工業者を対象とした品目管理ガイドラインの策定等による水産物の安全及び消費者の信頼の確保、②消費者への情報提供の充実、③食育の推進を図った。

(4) 水産物の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及に関して、省エネルギー技術の開発・実証・普及及びクロマグロの人工種苗生産技術の開発等を推進した。

バイオマス資源の利活用の促進に関して、バイオエタノールの生産、未利用水産資源を利活用する技術の開発等を推進した。

知的財産の創造・保護・活用に関して、産地販売力を強化する方策として取り組む水産物のブランド化等を支援した。

(5) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整

備に関して、①国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業の実施等による我が国周辺水域の資源生産力の向上、②国際競争力強化と力強い産地づくりを図るための水産物供給基盤の整備を推進した。

安全で活力のある漁村づくりに関して、①災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及や減災計画策定マニュアルの作成等による防災・減災力の強化、②社会生活基盤の整備の推進等による生活環境の向上、③地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進を図った。

漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進に関して、プレジャーボート等の収容施設の整備等を推進した。

水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に関して、①離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮、②環境・生態系保全活動の促進を図った。

(6) 水産関係団体の再編整備

漁業協同組合系統の経営・事業の改革に関して、経営不振に陥っている漁協の経営改善計画の早急な策定・実施等による経営・事業改革等を促進した。

その他水産関係団体の再編整備に関して、水産に関する団体についてその位置付け・役割を見直した。

3 財政措置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

項 目	平成21年度
一般会計合計	312,532
非公共(計)	149,197
公共(計)	163,335
一般公共	159,898
水産基盤整備	149,307
漁港海岸	10,591
災害復旧	3,437

注：1) 一般会計予算には、内閣府、国土交通省計上の水産関係予算を含む。

2) 予算額は補正後予算額である。

